

はあもにい

第41号

第41号 発行/2022(令和4)年9月30日 藤沢市青少年指導員協議会 発行責任者/猪野恭子 編集/広報委員会

「すべての子どもたちが笑顔で 健やかに育つために」

藤沢市
市長 鈴木 恒夫



本市及び神奈川県青少年指導員をお引き受けくださいました皆様、まことにありがとうございます。心より御礼申し上げます。

今後、皆様には健全育成と非行防止の両面から、青少年の支援をしてくださるようお願い申し上げます。青少年を取り巻く環境は、コロナ禍により大きく変化しているものと思いますが、青少年指導員の皆様には、青少年が、新緑のように生き生きと、勢いよく、のびやかに成長できるよう、地域活動の心強い推進役として、また次世代の育成者として、青少年と社会をつなぐ大切な役割を担っていただきたいと思っております。

本市では、「郷土愛あふれる藤沢～松風に人の和うるわし湘南の元気都市」を目指す都市像とし、5つのまちづくりテーマの一つに、「笑顔と元気あふれる子どもたちを育てる」というテーマを掲げ、すべての子どもたちが笑顔で健やかに育つよう、子どもや若者の自立へ向けた支援の充実を図ってまいりますので、今後とも皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。



「子どもたちとつながる活動へ」

藤沢市青少年指導員協議会
会長 猪野 恭子



一期二年の節目の年、本年4月に、新任の指導員76人を含め、市内14地区の小・中学校選出及び地域選出の計208人が藤沢市長、神奈川県知事から青少年の健全育成・非行防止の活動を推進する青少年指導員として委嘱を受け、新体制で活動を開始いたしました。

日々変化する社会情勢の中、子どもたちを取り巻く環境も厳しく複雑になっています。自己肯定感が持てず自分を大切にすることができなくなっている子どもたちのサインやSOSを見逃さず、敏感に感じ取るためにも、パトロールでの日頃の声かけや活動の中で子どもたちとつながり、信頼関係を築いていくことが大切となります。

青少年指導員として研修などスキルアップをおこない、一丸となって関係団体・諸機関との相互連絡をとりながら活動を進めてまいります。

青少年育成活動の一層の拡充を図るためには、かかる負担の軽減を検討しながら、ひとりでも多くの方に青少年育成活動に関心を持っていただけるよう、これからも子どもたちのために学校、家庭、地域の皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。

青少年指導員の活動パネル展示

7月16日(土)～28日(木)

藤沢市役所 本庁舎 1階 ラウンジ



より多くの皆さまに青少年指導員の活動を知っていただくために、本協議会の活動内容と14地区それぞれの活動の様子を展示しました。

～コンサート開催のお知らせ～

JUMP UP U-20 WINTER CONCERT

♪中学生以上20歳以下の青少年による
音楽活動発表の場です

日時 2023年1月29日(日)
13時開演予定

場所 藤沢市民会館 小ホール



※入場無料

全体研修会

6月16日(木) 藤沢市民会館 小ホール

「18歳を迎える君へ～成年年齢の引き下げを踏まえて～」

講師 法務省大臣官房司法法制部 部付検事

菊地 英理子 氏

～講師プロフィール～

・平成20年 司法試験合格 ・平成21年 検事任官
東京地方検察庁等において刑事事件の捜査・公判を担当した後、国家賠償訴訟等にも関与。令和2年4月より法務省大臣官房司法法制部において、法教育等を担当している。

～講演を聴いて～

2022年4月1日より、成年年齢が18歳に引き下げられました。その新成年に伝えられるべきことは、二つとのことでした。

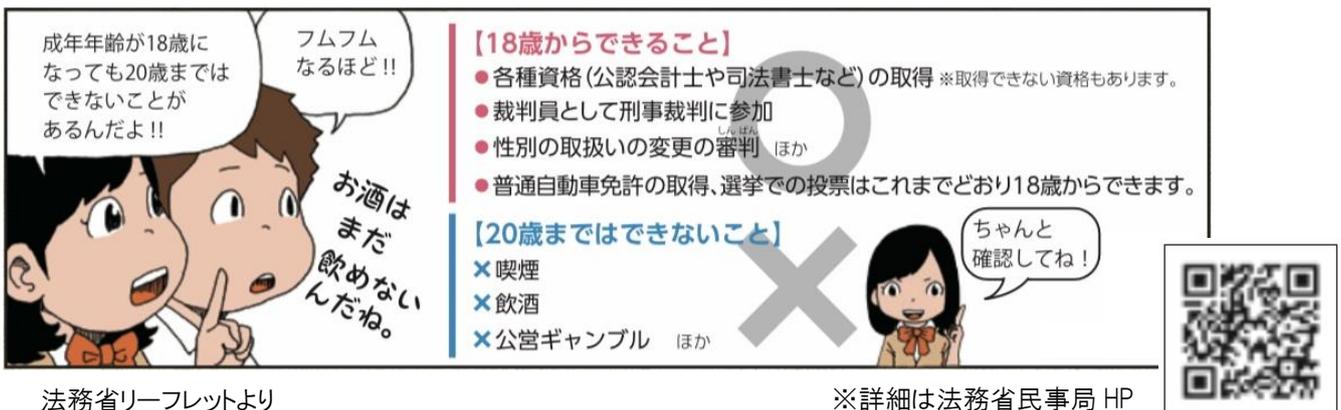
第一に、私たちの社会は「法」によって成り立っているということです。法とは、異なる価値観を持つ者同士がお互いの権利を尊重し、自由で公平な社会を実現するためのルールだということ。法の活用は合理的で、紛争を解決し、社会に秩序をもたらすということ。また「法教育」の重要性についても触れられました。

第二に「成年」になることの意味と「契約」について話されました。成年になると、一人で有効に契約を結べ、親権に服する必要がなくなるということ。

注意点として、①契約は双方の意思表示の合致で成立し、②拘束力があること。③契約を断わってもよく、④困った時には相談窓口等を利用する。の四つを伺いました。

「契約書」は契約内容を明らかにし、自分を守る証拠にもなるということ。また「契約自由の原則」があり、私たちは内容等を自由に決められるということ。ただし、不平等を無くすために「クーリング・オフ」制度などがあるということでした。

今回の研修では、『法制度』や『契約』について新成年に伝えることの大切さを学びました。



成年年齢が18歳になっても20歳まではできないことがあるんだよ!!

フムフムなるほど!!

お酒はまだ飲めないんだね。

ちゃんと確認してね!

【18歳からできること】

- 各種資格(公認会計士や司法書士など)の取得 ※取得できない資格もあります。
- 裁判員として刑事裁判に参加
- 性別の取扱いの変更の審判^{しんぱん} ほか
- 普通自動車免許の取得、選挙での投票はこれまでどおり18歳からできます。

【20歳まではできないこと】

- ×喫煙
- ×飲酒
- ×公営ギャンブル ほか

法務省リーフレットより

※詳細は法務省民事局 HP



「権利と責任について～所有者不明土地問題を題材として～」

講師 法務省民事局 民事第二課長

藤田 正人 氏

令和6年4月から
相続登記が義務化
されます!

「所有者不明土地の解消に向けて、不動産に関するルールが大きく変わること、また、権利者も責任を果たす(相続登記する)ことが重要であること」についてお話を伺いました。

※詳細は法務省HP



青少年にとってのよい環境を考えるつどい 子どもの自立の一助に ~子どもシェルターの取り組み

7月13日(水)
藤沢市民会館
大ホール

子どもシェルターとは・・・

子どもシェルターとは、主に中学卒業から20歳未満で居場所のない子どもが、安心して生活することができる施設です。場所を秘匿するため普通の一軒家を利用し、スタッフやボランティアなどの大人がいる家で一緒に生活します。滞在期間は2ヵ月程度で、次の居場所が見つければ退所となります。子どもシェルターは2004年に東京で作られたのを皮切りに各地で増え続け、現在20箇所以上の子どもシェルターが存在しています。

神奈川の子どもシェルター「てんぽ」は、日本でも唯一男女を共に受け入れている施設です。2007年4月に開所し、毎年10人以上の子どもを受け入れています。「てんぽ」利用者の8~9割は女の子ですが、大人から搾取や虐待を受けていた子が多く、中には性的虐待を受けてきた子もいます。それぞれ精神的・肉体的にも問題を抱えており、医療機関へつなげることもめずらしくありません。

見捨てられた経験を重ねた子どもは、大人を信じられません。シェルターに入って1~2週間すると、「試し行動」といってわざと大人が怒るような悪いことをする傾向にあります。そのため、シェルターではたくさんの大人がスクラムを組んでその子に寄り添っていきます。

シェルターに入って、初めて同じ目線で自分を考えてくれる大人に出会うという子も多いです。そこで自分のことを大事な存在として認めてくれたという経験が、その子の人生のよりどころになるのです。

家庭の中で人間として認められていないと、子どもは自分のことを大事に思うことができません。しかし、本音では自分のことを大切にしたいのです。だからこそ、「あなたは大事な人」「一緒に生きていこうね」と、同じ目線で寄り添える大人が必要です。

失敗しても認めてくれる大人がいると確信できれば、子どもは生きていていいんだと思うことができ、自立していけるのです。全ての子どもたちが自立しやすい社会になるためには、私たち大人が意識していく必要があります。



講師 NPO 子どもセンター
てんぽ 理事

影山 秀人 氏

< これまでの略歴 >

- ・影山法律事務所 弁護士(昭和61年4月~)
- ・坂本弁護士と家族を救う全国弁護士の会 事務局長
- ・日本弁護士連合会 子どもの権利委員会 委員長(平成20~23年度)
- ・神奈川県弁護士会 副会長(平成15年度)
- ・神奈川県 児童福祉審議会 委員
- ・神奈川県 子ども人権審査委員会 委員長
- ・横浜市 児童福祉審議会 委員
- ・横浜市 いじめ問題専門委員会 委員長
- ・厚生労働省 児童虐待の防止等に関する 専門委員会 委員
- ・法務省 少年矯正に関する有識者会議 委員
- ・NPO法人子どもセンターてんぽ 理事長
- ・朝日新聞厚生文化事業団 評議員
- ・横浜国立大学教育学部 非常勤講師



※詳細は
子どもセンター
てんぽHP



みらい子どもフェスタ in 少年の森 5月5日(木) 少年の森

三年ぶりの開催となりました。入場制限や感染症対策を十分に実施しながらではありましたが、当日は1,671人と多くの子どもたちが会場に足を運んでくれました。青少年指導員ブースでは、「おりがみコマ」と「空とぶタコ」の工作を楽しんでいました。

さわやかな晴天に恵まれて、思い思いの作品を一生懸命に仕上げている子どもたちの姿がとても印象的でした。子どもたちが元気に活動している姿を久しぶりに見ることができて、楽しい一日となりました。



「おりがみコマ」



「空とぶタコ」

7月は内閣府主催

「青少年の非行・被害防止全国強調月間」です!

青少年指導員と市内中・高等学校や警察、関係団体と協力して、街頭指導や青少年への声かけを行っています。

7月4日(月) 藤沢駅周辺

7月5日(火) 湘南台駅周辺

街頭指導キャンペーン

宮治副市長のご挨拶の後、非行防止・薬物乱用防止の啓発物品を配布し、街頭放送で非行防止を呼びかけました。



夏期特別街頭

指導パトロール

7月25日(月)～8月23日(火)

夏休み期間中、青少年課主催で藤沢駅湘南台駅周辺の夜間パトロールを実施しました。

ジャイアントタバコマン参上!

ふじキュン♡



新任研修会

5月24日(火)

藤沢市民会館 第一展示集会ホール

「神奈川県青少年保護育成条例について」

講師：神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部

青少年課 地域環境グループ 副主幹 新谷邦弘氏

新任の指導員76人を対象に、研修会を行いました。条例の基本は、『青少年を有害な環境から守ること』であり、近年はインターネットの発展により、目に見えない犯罪に巻き込まれるケースが多いことを学びました。

社会環境実態調査

7月市内一円

県の要請を受け、青少年を取り巻く社会環境の健全化に向けた取り組みに役立てるために調査を実施しています。

ドラッグストア、インターネットカフェ・まんが喫茶を重点に、たばこや酒類販売時の年齢確認方法や18歳未満の深夜入場制限の表示など、条例に基づく措置を行っているか調査し報告しました。

はあもにい40号一部訂正とお詫び

はあもにい40号1面に掲載された非行防止ポスター展副会長賞の作品2点と受賞者及び3面の全体研修「ゲートキーパー養成研修」の肩書に誤りがありました。ご本人、学校関係者にご迷惑をおかけし申し訳ございませんでした。

なお、青少年指導員協議会ホームページには訂正後のものを載せています。



片瀬中 模 さやか



藤ヶ岡中 熊澤 優笑

～編集後記～

青少年のさまざまな環境の変化を知るために講師を招いて学び、紙面を通してひとつでも皆さまの心に伝われば嬉しく思います。

新型コロナウイルス感染症発症から年月が経ち感染拡大防止の大切さを忘れがちにならないよう、過ごしたいと思います。

(青少年指導員協議会の活動を載せたHPをご覧ください。)

